名古屋及び四日市	港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群	名古屋港管理組合が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が名古屋港管理組合である埠頭群の区域を除いた区域
	港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群	四日市港管理組合が定めた港湾計画における効率的な運営を特に促進する区域から港湾管理者が四日市港管理組合である埠頭群の区域を除いた区域

○国土交通省告示第千八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1161	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「環状第二第一号線新橋・虎ノ門地区第三種市街地再開発事業Ⅲ街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	平成24年8月31日
1162	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「環状第二第一号線新橋・虎ノ門地区第三種市街地再開発事業Ⅲ街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	平成24年8月31日
1163	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「環状第二第一号線新橋・虎ノ門地区第三種市街地再開発事業Ⅲ街区」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	森ビル株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	平成24年8月31日
1164	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）虎ノ門三丁目共同住宅」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号	平成24年8月31日
1166	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「プレミスト南船場」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成24年8月31日

○中部地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　名張都市計画道路事業三・五・三号黒田西原町線

三　事業施行期間　自平成二十四年九月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県名張市蔵持町里及び原出地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　津都市計画道路事業三・四・二十一号雲出野田線

三　事業施行期間　自平成二十四年九月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県津市神戸字にんぼう、緑が丘二丁目並びに野田字鎌部及び字沢中地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　知多都市計画道路事業三・三・十一号名古屋半田線

三　事業施行期間　自平成二十四年九月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県東海市加木屋町栗見坂、西平子、北平井及び南平井地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十二日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・三・二十号岐阜駅城田寺線

三　事業施行期間　自平成二十四年九月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県岐阜市島栄町一丁目、早田大通一丁目及び二丁目、大字早田字北堤外、大字則武字清水並びに則武中一丁目地内

使用の部分　なし